

年度	平成16～18年度
----	-----------

基本目的 1 市民が快適に暮らせる町になる

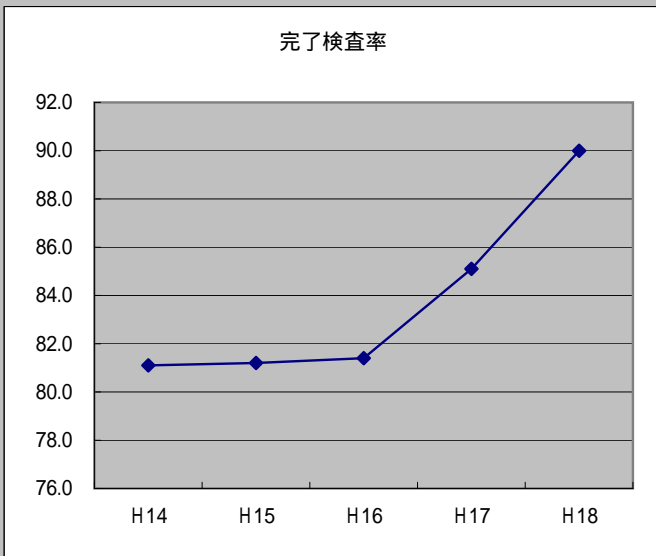
行動目標 1-1 快適に暮らせる生活基盤が整う (所管課名 都市整備部 建築開発課)

任務	法律等に基づき建築物の安全を確保し良好な住環境とする
----	----------------------------

任務の成果・活動指標の推移

完了検査率

	合計	四日市市	民間機関
H14実績	81.1%	82.1%	56.3%
H15実績	81.2%	85.4%	65.6%
H16実績	81.4%	82.1%	85.6%
H17実績	85.9%	90.9%	80.1%
H18目標	90.0%	90.0%	90.0%



指標の説明

建築主は、確認済証を受け、工事を行い、工事完了後、完了検査申請を行うことになる。市または民間機関が、完了検査を行い検査済証の交付をすることが、適法な建築物を供給することになることから、確認済証発行件数に対する検査済証発行件数の割合である完了検査率を指標としている。

任務に対する評価

これまでの取組と成果、手段の妥当性

平成16～17年度

完了検査率の向上が建築物の安全性の確保、違反建築物の防止に資するとの観点から建築行政の重要な課題と捉えて建築主への周知、啓発に努めた。

1. 工事完成予定時期には、完了検査申請書の提出についてハガキで通知を行う。
2. 工事完成予定時期を経過しても、完了検査申請が提出されていない場合には工事監理者への督促を行う。
3. その後も完了検査申請書が提出されていない場合には、建築主に対して提出を求める督促を行う。
4. 完了検査は受けたが不備があり合格保留状態にある案件については、早期の是正報告を行うよう督促を行う。

これらの取り組みにより、完了検査率は市取扱い分で90%を達成したが、民間の完了検査率が80.1%に留まったため、市と民間の全体では85.9%となり、全体で90%という目標は達成できなかった。

市として行う通知・督促等の作業は一定の効果を上げたが、指定確認検査機関や、関係団体などへの完了検査申請書提出について周知徹底を図る必要がある。

平成18年度

完了検査率の向上を目標として、設計者・施工者等の団体への協力依頼をおこない、また指定確認検査機関と連携し業務の遂行にあたりたい。

これからの課題、施策等展開の方向性

構造計算書偽装問題から、建築確認審査体制・中間検査制度・民間確認検査機関への監督業務の強化など建築基準法の改正が予定されている。建築物の安全を確保し、安心なまちづくりを推進するため、完了検査率向上の取り組みを継続すると共に、中間検査の実施に向けた体制を整備し、19年度より中間検査を実施したい。